

令和8年度盛岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） FAQ 3/4版

用語 こども誰でも通園制度：乳児等通園支援事業のことを指します。
システム：国が提供している「こども誰でも通園制度総合支援システム」のことを指します。

No.	項目	質問	回答
1	事業内容	令和8年度以降は、市内の利用ニーズを満たすだけの施設数まで拡大することを検討していますか。	令和8年度から給付制度となりますので、子ども・子育て支援事業計画における利用ニーズを充足するまでは、提供体制を確保する必要があることから、施設数の拡大を図ってまいります。 なお、市内の対象児童数は、令和7年4月時点において約1,200人程度となっています。
2	事業内容	余裕活用型で実施する場合、年度当初は利用定員に空きがあり、受入れを行ったが、年度途中で利用定員が充足した場合、受入れ出来ないと思いますが、支障はありませんか。	余裕活用型においては、併設施設の0～2歳の利用定員が充足した場合、利用者の受入れが出来なくなります。利用枠の停止をするなどの対応が必要になりますが、認可上において差し支えはありません。 なお、設備運営基準等を満たす場合は、並行して一般型の事業認可を受けることも可能ですので、必要に応じてご検討ください。
3	事業内容	幼稚園などは、消防法の条件で3歳未満を預かることが難しい要件となっています。認可された後に消防に指摘されたりしないでしょうか。	事業認可にあたり、実施する施設の図面を提出いただき、専用室がある場合は図面に標記していただきます。 併設施設の認可等で本市が既に確認している施設においては、認可書類等がありますので、認可申請の段階で基準に適合しているか確認いたします。
4	事業内容	2歳児を対象に幼稚園のプレ保育を実施している施設がありますが、プレ保育は本事業の対象となりますでしょうか。	本事業の趣旨や設備運営基準等を満たしていれば、認可対象となります。ただし、本事業の対象のこどもは、0歳6か月～満3歳未満となっておりますので、満3歳以上のこどもは、本事業の対象外となります。
5	事業内容	対象となる「0歳6か月～満3歳未満」の考え方について、利用できるのはいつまででしょうか。	3歳の誕生日の前々日まで利用が可能です（法律上、年齢は誕生日の前日に上がります）。 なお、満3歳以上のこどもは、教育保育給付の1号認定（新制度幼稚園や認定こども園の利用）や施設等利用給付の1号認定（私学助成幼稚園の利用）を受けることが可能となります。
6	設備運営基準	設備運営基準第22条第1項に規定する「市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とありますが、該当する研修はどのようなものでしょうか。	県や市町村などが行う、次の研修となります。 ①「子育て支援員研修」における基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修 ②「家庭的保育者等研修」基礎研修と同等の研修 なお、子育て支援員研修については、過去の研修修了者も認められます。 なお、8年度以降において、新たに専用の「こども誰でも通園制度コース（仮）」が創設される見込みとなっておりますので、国からの情報について随時共有してまいります。
7	事業内容	利用者が負担する利用料のことですが、各施設で設定となっておりますが、無料にすることは可能でしょうか。	施設の判断において、利用料は無料も含めて任意に設定が可能です。ただし、「生活困窮家庭等負担軽減加算」（申請時の確認に基づく対象世帯の利用料を減額した場合の補填）は対象外となりますので、留意願います。
8	事業内容	パソコンやスマホを利用した利用登録のようですが、スマホを持っていない方、または、パソコン環境の整っていない方はどのようにして登録すればよいのか？園が窓口となって、利用登録も可能でしょうか。	利用者がシステムによる予約が出来ない場合は、市が代理で予約入力等を行います。 なお、初回利用に係る事前面談等については、利用者から聞き取りを行い、市から事業者へ調整依頼する場合があります。
9	給付費	給付費の支払いはどのようになるのですか。	保護者負担金を除き、法定代理受領を行うものとし、月毎に利用実績を確認して、実績に基づき翌月に支払いを行います。

10	設備運営 基準	障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合に必要なこと、職員の配置基準などはどうなりますか。	障がい児、要支援家庭、医療的ケア児を受け入れる場合の職員配置基準は特段設けられていませんが、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」に基づき、「盛岡市保育施設での医療的ケア実施に関するガイドライン」等の各種ガイドラインに準じて安全な受入体制を確保する必要があります。 なお、これらの児童に支援を提供した場合、給付費が加算されます。 【加算額】 障がい児 こども一人当たり1時間 600円 医療的ケア児 こども一人当たり1時間2,500円 要支援家庭 こども一人当たり1時間 600円
11	事業内容	こども誰でも通園制度を利用中に施設内で事故が発生した場合、どのような保険が適用されますか。賠償責任保険の加入については、どうすればよいですか。	こども誰でも通園制度は、日本スポーツ振興センターが行う「災害共済給付制度」などの公的な保険の対象外となりますので、万が一の事故に備え、各事業者において任意保険への加入を強く推奨します。 なお、公立保育所では、「ほいくのほけん・こどもえんのほけん（公益社団法人全国私立保育連盟）」に加入しています。 （国FAQ65参照）
12	設備運営 基準	定款変更は必要ですか。	社会福祉法人がこども誰でも通園制度を実施する場合は、定款の第二種福祉事業に「乳児等通園支援事業」を記載していただく必要があります。 やむをえず認可申請に際して間に合わない場合は、後日確認するものとしますので、出来るだけ早期にご対応いただきますようお願いいたします。 なお、定款変更に係る手続きについては、社会福祉法等に従って適切な対応をお願いいたします。 （国FAQ83参照）
13	設備運営 基準	各事業者で事業計画策定が必要ですか。	事業計画については、子ども・子育て支援事業計画として各自治体で策定しており、盛岡市としては「盛岡市こども計画」の中において策定しておりますので、各事業者において策定は不要となります。
14	設備運営 基準	運営規程の作成は必要ですか。また、ひな型はありますか。	作成は必要となります。 参考として、盛岡市で作成したひな型を市ホームページにて掲示いたしますので、必要に応じてご確認ください。
15	設備運営 基準	重要事項説明書の作成は必要ですか。また、ひな型はありますか。	作成は必要となります。また、保育と同様に利用者との間で、説明の上同意を得る必要があります。 参考として、盛岡市で作成したひな型を市ホームページにて掲示いたしますので、必要に応じてご確認ください。
16	事業内容	利用者負担金の徴収等の扱いについてはどうなりますか。	利用者負担の金額については、 生活困窮家庭等負担軽減加算 や 予約時間 を踏まえて、システムで確認することができます。ただし、領収書作成や徴収手続きについては、各事業者での対応となります。
17	給付費	会計処理について、併設する保育施設と分ける必要はありますか。また、一般型と余裕活用型の場合で会計処理に違いはありますか。	こども誰でも通園制度の事業として、他会計と分離して収支計算書等を作成する必要があります。 特に社会福祉法人の場合は、区分が必要とされていることから、サービス区分または拠点区分で会計上分ける必要がありますので留意してください。 また、会計処理の分離は、一般型・余裕活用型にかかわらず必要となります。

18	事業内容	予定時刻までに迎えが来ない等、予約枠を超過した利用の場合はどうすればよいですか。	<p>統一的方法は国から示されていないため、各事業者における判断となりますが、事業所職員マニュアルのP64に、利用時間を超過した場合に利用枠を追加消費する方法が示されています。</p> <p>なお、当事業は10時間までの利用時間しか給付対象とならないため、利用枠の追加消費は10時間以内の場合しか対応できません。このため、急病・事故など突発的事情でやむを得ず10時間を超えて預かりを行わなければならない場合は、超過分の時間について次のような対応が考えられます。</p> <p>①一時預かり事業として預かる。 この場合は、市に一時預かり事業の届出を行っていることが前提となります。</p> <p>②私的契約として自主事業において預かる。 この場合は、延長保育を超過した場合と同様の処理と考えられます。</p> <p>いずれの場合も、こども誰でも通園制度でも保育事業でもない扱いとなりますので、争論とならないように重要事項説明書で同意を得ておくことが望ましいと考えられます。</p>
19	給付費	保育施設を併設している場合の、家賃、人件費、光熱費、その他諸々の経費はどうすればよいでしょうか。	<p>人件費や光熱水費などについて、併設施設との分離が難しい場合は、稼働時間や利用割合など根拠を明確にしたうえで、全体経費を按分して算出することを想定しています。</p>
20	事業内容	監査は実施するのですか。	<p>児童福祉法に基づく施設監査及び子ども子育て支援法に基づく給付事業に関する監査の対象となります。</p> <p>令和8年度からの実施の内容に関しては、地域福祉課と調整のうえ、今後情報提供してまいります。</p>
38	事業内容	年度の途中から事業実施することも可能ですか。	<p>こども誰でも通園制度は、入所調整等を要しないことから、年度途中からの事業実施についても可とします。ただし、認可申請の時期によっては審査に時間を要することから、事業開始日については協議のうえ決定とします。</p>
39	事業内容	余裕活用型で預かることができる空き定員は、どのように計算するのですか。	<p>既存施設の0歳～2歳児クラスの空き定員が、受入れできる上限人数になります。</p> <p>3歳児クラス以上の空き定員は、制度の趣旨から対象となりませんので留意願います。</p>
40	事業内容	システムは、必ず使用する必要があるのですか。	<p>法令等による義務付けはされておきませんが、保護者との予約等のやり取りをシステムで行うことを業務フローとして見込んでいることから、システムを使用していない場合、盛岡市として事業のフォローを行うことが極めて困難となります。</p> <p>また、本事業は他自治体居住の方も利用可能な制度となっていることから、その際においても状況の把握が困難となります。</p> <p>システムを利用する前提としてご準備いただくよう、何卒ご協力をお願いします。</p>

41	給付費	職員が保育業務と兼務する場合、公定価格の配置加算の適用はどうなりますか。	<p>公定価格の加算配置については、従前においても常勤・非常勤等による按分や、複数事業による按分が生じていたことから、こども誰でも通園制度においても、月業務時間の按分等により給付費が複数事業で重複しないように適用することで、兼務職員について対象とできると考えられます。</p> <p>ただし、常時の配置が要件として求められているものについては、按分により配置が1より少なくなってしまうと、そもそも加算の対象となくなると考えられますので、兼務職員の配置については十分にご検討をお願いします。</p> <p>なお、配置基準に影響のない職員については、保育に専従した状態で、こども誰でも通園制度の実務を行うことは差し支えないものと考えられます（併設施設かつ専従職員のみで配置基準を満たしている場合に限りです）。</p>
42	給付費	減免制度や、それに伴う給付についてはどのような取り扱いになるのですか。	<p>令和8年度からは、減免制度ではなく「生活困窮家庭等負担軽減加算」として、市が利用者の認定時に「生活困窮家庭等」として確認（フラグ立て）した世帯について、受入れして利用料を減額した場合に、減額分を補填するという、加算給付の1メニューとなっています。このため、対象世帯を受入れ可能かどうかについて、施設側にご判断いただくこととなります。</p> <p>なお、受け入れる場合は、システムにおいて当該加算を受けるものとする登録が必要となりますが、初期値は「有効」となっているため、特段の操作は不要となります。</p> <p>また、制度上は減額するかどうかについても施設側に選択権があるものとなっていますが、『システム上は必ず利用料が既定の減額をされる仕様』となっているため、既定の減額以外の対応を行う場合には、システム外運用が必須となりますので、留意願います。</p> <p>何卒、国の制度設計に倣った運用にご協力いただきますようお願いいたします。</p>
99	その他	<p>以下のことに係る令和8年度の内容については、国の通知待ちとなっておりますので、現時点では回答できかねます。何卒ご了承ください。</p> <p>①保護者の利用料（300円）の取り扱いについて</p> <p>①減免の取り扱いについて</p> <p>①キャンセルポリシーの取り扱いについて</p>	,

令和8年度盛岡市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） FAQ ※総合支援システム

用語 こども誰でも通園制度：乳児等通園支援事業のことを指します。
システム：国が提供している「こども誰でも通園制度総合支援システム」のことを指します。

No.	項目	質問	回答
1	総合支援システム	定期利用を選択すると、各年齢ごとに定員を求められますが、どう設定すればよいですか。	定期利用は、日ごとに年齢別の定員設定が可能です。また、初期入力では週ごと登録になっていますが、カレンダーでは各日ごとに編集が可能です。その日預かることができる人数を設定願います。なお、利用枠に予約登録を行う場合は、配置基準を超過しないように留意願います。
2	総合支援システム	予約確定締め切り日、仮予約取消締め切り日はどのように設定すればよいですか。	予約確定締め切り日時は、いわゆるアラーム機能となり、設定日時までに確定していない予約があった場合、その旨がメールで周知されます。仮予約取り消し日時は、自動キャンセル機能となり、設定日時までに確定していない予約があった場合、自動で取り消しとなります。また、仮予約取り消し日時以降は、利用者自身で予約のキャンセルを行うことができなくなります。このため、この日時以降にキャンセルする場合は、利用者は施設への電話等の連絡が必須となりますので、勝手にキャンセルされることはなくなると見込まれます。他方、自身でキャンセルできなくなるため、電話等が増えるという見方もありますので、設定日時は十分に検討の上決定願います。推奨設定はありませんが、予約確定締め切り日時にはリマインドとして早めに登録しておくこと、また仮予約取り消し日時よりも前に余裕をもって設定することが、利便性が高いものと考えられます。
3	総合支援システム	事業所管理者アカウントで行う、職員管理・職員登録とはなにをすればよいのですか。	利用者との面談や予約登録の管理を行う、事業所職員アカウントの管理・登録を行うものです。システムで利用者との面談や予約登録の管理を行う職員を登録してください。なお、事業所管理者とは別のメールアドレスが必要となりますので留意願います。
4	総合支援システム	職員管理におけるルールとはなんのでしょうか。	事業所管理者と事業所職員の区分になります。なお、事業所職員は事業所管理者が登録・編集を行い、事業所管理者は認可等の際に盛岡市が登録、編集を行います。
5	総合支援システム	動作を確認するためのテスト環境はありますか。	動作確認用のテスト環境が提供されていますので、ご利用ください。なお、このテスト環境は、同一のシステムを全く別に用意しているものであるため、通常のコラボレーションシステムとはログインページから異なるほか、施設の設定等も全て別扱い（同期しない）となっておりますので、留意願います。
6	総合支援システム	総合支援システム上での、保護者への説明欄にはどういったことを記入すればよいですか。	利用する保護者へ、利用にあたってあらかじめ説明が必要な事項等を記入してください。
7	総合支援システム	銀行口座等の登録情報は何に使用するのですか。	自治体への給付費金請求等に使用するものとなります。システムの仕様上入力が必須のため、請求に用いる施設等の口座情報を入力願います。令和8年度からは、毎月給付費を支給することになるため、システムを使用した請求・支給の業務フローを見込んでおります。
8	総合支援システム	システム上の事業者情報は、施設側で随時修正してもよいのでしょうか。	定員等の認可事項については、変更手続が必要となりますので、市に事前相談や届出等が必要となります。他の情報については適宜修正して差し支えありませんが、利用者に影響がある情報については、認識に齟齬が生じないように事前に利用者に対して説明等をお願いいたします。

9	総合支援システム	利用者のメールアドレスは共有されますか。	利用者のメールアドレスは、施設側では確認することができません。ただし、利用者の登録情報については、事業に必要な範囲で利用移設と共有することへ同意を得ているため、適切な利用内容に対しては提供を検討しますので、ご相談ください。
10	総合支援システム	初回面談時に予約申し込み等を併せて行うことは可能ですか。	初回面談後の受入れ決定など、システム上必要な手続き処理を終えた後であれば、予約の申込みや予約確定を行っても差し支えありません。
11	総合支援システム	初回面談が終わっていない保護者から予約申請が届いたのですが。	システムの仕様になります。初回面談時に併せて予約登録ができるようにするため、初回面談の申込みを行うと、同時に予約申請ができるものとなっています。なお、現時点において、盛岡市としては、面談前の予約申請を積極的に案内しているわけではありません。
12	総合支援システム	年齢も希望日時も合致しているのに、予約できない（または代理予約できない）子どもがいます。	利用乳幼児がアレルギー等をもっており、その情報がシステムに登録されている場合に、アレルギー対応可能として登録されていない予約枠については、予約ができない仕様となっています。
13	総合支援システム	初回面談の面談記録はどのような取り扱いですか。	200字以上の入力がないと保存することができません。また、事後面談も同様ですが、加えて初回利用の同月内に面談を行う必要があります。なお、面談記録を閲覧できるのは、面談した園と居住自治体のみとなります。
14	総合支援システム	初回面談加算はいつから適用になりますか。	初回利用がR8.4.1以降の子どもが対象となります。面談自体は、3月に実施した子どもも対象となります。なお、初回面談を代理予約することは出来ません。
15	総合支援システム	既に利用している人の初回面談はどうなりますか。	既に初回利用を終えている方については、半年後面談に該当しない限りは、記録の入力は不要です。なお、ここでいう半年後とは、前回の利用から半年以上経っている場合を指します。
16	総合支援システム	令和8年度からの各加算の申請について、あとから誤りが判明した場合はどうすればよいでしょうか。	システム上では、毎月16日の締切を過ぎたものについて、利用実績を訴求して修正することが出来ません。このため、当面は非常時に備えて、エクセルでの実績管理も併用することを想定しています。
17	総合支援システム	エクセル管理をするのであれば、総合支援システムでの請求管理は不要ではないでしょうか。	広域利用を想定した場合、対象自治体がシステム外運用を行っているとは限らない場合があります。このため、総合支援システムでの請求管理は、必ず必要となります。
18	総合支援システム	市内利用者の優先設定はどのようになるのですか。	予約可能となるまでの日数（システムに表示されるまでの日数）に差をつけることで、優先措置するものとなっています。
19	総合支援システム	柔軟利用を随時払以外で処理する際に、システムで打刻調整するにはどうすればいいですか。	「一時保存する」ボタンの押下で保存すれば、未払いの打刻時間の調整が可能です。
20			
21			